

鹿嶋市に建設工事の入札参加資格を申請する方へ

1. 社会保険加入の要件化

建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進のため、建設工事入札参加に必要な資格として、**社会保険への加入義務がある建設業者（加入義務がない建設業者は除く*1）は、社会保険等加入を要件*2**としています。

社会保険等に参加義務がある業者で未加入となっている場合は、入札参加資格の登録ができませんのでご注意ください。

*1) 法令に基づき適用を除外されている場合（建設国保や全国土木建築国保等の国民健康保険組合に加入）は、社会保険等に参加しているものとみなします。

*2) 建設工事の社会保険の加入確認は、申請日時点ではなく、**経営事項審査基準日時点**となりますので、経営事項審査の結果通知書に「保険加入」が「無」となっている場合は、「申請要件なし」となります。

2. 法定外労災保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日又は申請日時点で、法定外労災保険への加入を要件とします。

3. 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

格付けは、土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、管、舗装、水道施設の6業種に限ります。

4. 名簿の有効期間 …… 2年間（令和9・10年度）

令和11年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和9・10年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き 共通書類編 6 入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5. 名簿の公表方法等

申請にかかる有資格者は、市建設工事入札参加資格者名簿の登録をもって確定し、その名簿は閲覧（鹿嶋市総務課契約検査室）及びインターネット（鹿嶋市ホームページ）で公表します。

郵送による登録結果の通知は行いませんので、ご了承ください。

6. 格付け基準

鹿嶋市建設工事等入札参加者資格審査要項第8条の規定により決定します。

7. 名簿を共用する部局

鹿嶋市役所の各部局及び出先機関

8. 個別書類について

書 類 名	備 考
1. 個別書類チェック表（必須）	個別書類の表紙とすること。 建設業許可番号・業者名を記入し、添付書類確認欄に○印をつけること。
2. 営業所一覧表*3（必須）	本店のみの場合でも添付すること。（任意様式） （名称、所在地、電話・FAX等が確認できるもの）
3. 営業証明書*4 （市内支店・営業所等の営業証明書）	市内に支店・営業所等がある場合のみ添付すること。 （申請日より3か月以内に発行のもの）

- *3) 鹿嶋市に「法人の設立等に関する申告書」を提出した営業所等がある場合、その営業所等についても、営業所一覧表に記載してください。
- *4) 鹿嶋市長が発行する証明書を提出してください。なお、市内本店の場合は、他の書類で確認できますので、提出は不要です。

9. 問い合わせ先

鹿嶋市総務部総務課 契約検査室

〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井1 1 8 7 番地 1

電 話 0 2 9 9 - 8 2 - 2 9 1 1 (内線 2 2 9, 2 3 4)

F A X 0 2 9 9 - 8 2 - 2 9 3 4

メール keiyaku1@city.ibaraki-kashima.lg.jp